

## 第 23 回仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議 議事概要

日 時：令和 3 年 9 月 29 日(水) 19 時 30 分～19 時 55 分

場 所：仙台市役所本庁舎 3 階 秘書課第一応接室

出席者：郡市長（議長）、藤本副市長、高橋副市長、危機管理局長兼危機管理監、総務局長、まちづくり政策局長、財政局長、市民局長、健康福祉局長、子供未来局長、環境局長、経済局長、文化観光局長、都市整備局長、建設局長、青葉区長、宮城野区長、若林区長、太白区長、泉区長、会計管理者、消防局長、教育長、議会事務局長、水道事業管理者、交通事業管理者、ガス事業管理者、病院事業管理者  
仙台市医師会 永井顧問、宮城県復興・危機管理部 千葉危機管理監兼副部長

- 次 第：1. 開 会  
2. 議 事  
    (1)本市の感染状況について  
    (2)宮城県の対応について  
    (3)本市の取り組みについて  
3. 閉 会

### 議事要旨：

- (1) 本市の感染状況について
- ・本市の新規感染者数は、8 月 25 日に過去最多となって以降は減少傾向が続き、仙台医療圏の病床使用率も、昨日時点で約 4 割に下がるなど、一定の落ち着きをみせている。
  - ・こうした状況を踏まえ、先程開催された宮城県の対策本部会議において、市内の飲食店に対する時短要請の終了が決定されたところ。
  - ・本日は、これらの状況や、県の対策本部会議の決定を踏まえた本市における対応などを議題とする。
  - ・資料 1 について健康福祉局長より説明
- (2) 宮城県の対応について
- (3) 本市の取り組みについて
- ・資料 2、3、4 について危機管理局長より説明

### ○関係局長より報告

#### <経済局長>

- ・感染拡大防止協力金の支給状況等について報告する。
- ・現在申請を受け付けている 8 月 17 日から 9 月 13 日までの時短要請第 9 期から第 11 期について、支給を開始し、概ねスムーズに支給ができています。
- ・現在要請中の第 12 期の協力金については、10 月 1 日より申請の受付を開始する。これも含めて可能な限り早期の支給となるよう努めてまいります。
- ・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用などによる地域経済への影響を踏まえ、第 3 次時短要請等関連事業者支援金の支給を決定した。これについても早期の支給に向けて努めてまいります。
- ・今後も地域経済の状況を踏まえ、必要な事業者支援策を検討してまいります。

#### <文化観光局長>

- ・飲食店の従業員を対象とした PCR 検査について説明する。
- ・この検査は、飲食店における感染防止対策を後押しし、安全安心の確保を図り地域経済の

回復につなげることを目的に、5月26日より実施している。

- ・これまで10月末日までを申込期限としていたが、12月31日まで期間を延長することとした。
- ・今後一層の周知を図り、より多くの飲食店に利用いただけるよう努めてまいる。

#### ○市長より指示

- ・今般のリバウンド防止徹底期間における県の対応、要請について、その内容を市民や事業者へしっかりと周知するよう努めること。また、協力金や支援金の速やかな支給に引き続き努めること。
- ・ワクチン接種について、働く世代や若い世代への接種のさらなる加速化に向けた取組を進めること。
- ・全庁応援体制については、これまで450人体制で対応していたところを、250人体制へ引き下げを行う。しかしながら、今後も感染状況や業務量に応じて機動的・安定的に応援体制を運営できるよう、引き続き応援職員の確保を依頼する。

#### ○仙台市医師会 永井顧問より

- ・今回、時短要請を終了し、通常に戻ることもあったため、心配な部分がある。
- ・一方でワクチン接種率が6割を超え、ヨーロッパと同じ水準まで達してきた。ワクチン接種を行っても感染する方はいるが、重症化はせずに済んでいる。市民一人ひとりが感染対策をしっかりと行い、それを継続することで、現在の状況を維持できるのではないかと考えている。
- ・今年は子供を中心にRSウイルスが流行しており、冬場はインフルエンザの流行も想定されることから、新型コロナ患者が減ることは医療機関としても大変助かる。
- ・仙台市は、7月の感染者の増加の予兆があった際に、先駆けて速やかに対策を実施しており、これが良かったと思っている。今後、第6波がいつか来ると想定されるが、次回も速やかな対応を実施してほしい。

#### ○宮城県復興・危機管理部 千葉危機管理監兼副部長より

- ・本日宮城県の本部会議を開催し、飲食店等への時短要請等を終了することとなった。この間、市民や事業者にとっては大変な負担であったと思われる。仙台市においても様々な対策に尽力いただき御礼申し上げる。
- ・10月1日に制限が解除となり、多くの方が外出等されることが予想されるが、10月末まではリバウンド防止等徹底期間としていることから、引き続き仙台市と連携し感染防止対策に努めて参りたい。

#### ○市長より総括

- ・まん延防止等重点措置が解除されたが、これからの市民や事業者一人ひとりの意識と取り組みが極めて重要になるため、感染防止対策の継続・徹底について周知に努めること。
- ・飲食店には、引き続きでき得る限りの対策を講じていただくよう依頼するとともに、県の認証制度や本市のPCR検査を活用いただき、安全安心につなげていただくよう周知に努めること。
- ・感染拡大の兆候が見られた際には、県とも連携し、機動的に強い措置を講じ、感染の再拡大を防ぎ、医療提供体制を守ってまいる。
- ・各局区においては、所管する事業や施設等について、これまでの対策を改めて確認し強化・

徹底するよう依頼する。

- 国の緊急事態宣言がすべて解除されることに伴い、特措法に基づく対策本部は廃止となる。今後は、本市の行動計画に基づき危機対策本部体制に移行し、引き続き、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。

以上